

## 石巻市環境保全率先行動計画（概要）

【目的】法の規定に即し、温室効果ガスの排出抑制を図る

【計画期間】2014年度（平成26年度）を基準年度とした2020年度（令和2年度）から2030年度（令和12年度）の11年間

（中間にあたる2025年度（令和7年度）に計画の見直しを行う。）

【温室効果ガスの削減目標】

2030年度に基準年度と比較し、温室効果ガスの排出量を26%削減

（2014年度 19,776 t-CO<sub>2</sub> → 2030年度 14,634 t-CO<sub>2</sub>）

【取組の内容】

取組項目	取組概要
1. 省エネルギーの推進	排出量の中でも割合の大きい電気やガスなどの燃料の使用を抑える取り組みを実施することで、排出量の削減を図る ①電気使用量の削減（照明・OA機器の適正管理） ②燃料使用量の削減（冷暖房・燃料使用機器の適正管理）
2. グリーン購入の推進	環境に与える負荷が小さい製品の優先的な購入（グリーン購入）を推進する ①グリーン購入の調達基準に従った購入と選択
3. 省資源の推進	資料の簡素化、両面コピー等による用紙の購入量、及び節水による水の消費量削減を図る ①用紙購入量の削減（作成部数を最小限、両面刷り、縮小集約印刷） ②節水行動、水漏れ点検の徹底
4. 廃棄物の減量とリサイクルの推進	ごみの発生量の削減と、分別排出及び再資源化を徹底する ①廃棄物の減量（再利用の推進） ②リサイクルの推進（分別の徹底、リサイクル可能製品の優先購入）
5. 環境に配慮した公共施設の整備等	公共施設の整備などにおいて、再生可能エネルギーの利用など、環境への配慮を取り入れた整備を行い、環境への負荷軽減を図る ①LED照明等省エネ機器導入 ②公用車の更新では環境負荷の少ないEV等へ切り替え ③太陽光など自然エネルギーの活用

【推進体制】各課に本計画の行動責任者（課長相当職員）、行動指導員（課長補佐相当職員）、報告者（庶務担当職員）を配置する

- ① 行動責任者は、行動指導員その他の職員に対し指示・監督を行う
- ② 行動指導員は、職場内の職員に対し指導・啓発を行う
- ③ 行動責任者は、取組結果に基づき、職員に対し改善を指示する

【評価・公表】

毎年度、取組実績を点検するとともに、環境保全会議において評価を行い、その結果を公表する